

以下の内容をご理解ご了承の上、申請してください

○申請期間 令和7年4月1日(火)～令和7年5月30日(金)
但し、6～7月開設を対象にする場合は講座を開設する2月前までに申請してください。(厳守)

○クラブ活動への補助金ではありません。
あくまでも町内公民館主体となって実施した講座が対象です。

○経費の支出項目の詳細を示してください。
報償費○円、消耗品費○円、原材料○円等と記入してください。
事業一式○(総額)円は不可です。示すことができない講座は対象になりません。

○申請書類に修正液での修正は不可です。
→二重線で修正後、訂正印を押印してください。

○他の補助金、報償金に申請した事業については対象になりません。
→× ラジオ体操(スポーツ振興課)等
× 社会福祉協議会の世代間交流事業補助金を申請した事業

○参加者等へ金券(図書券・クオカード)代等は補助の対象になりません。

→対象となる経費は、事業実施に直接必要となる経費です
(応募要項参照)。

経費が飲食物代だけの場合は講座内容の説明を求めることもあります。

○年度途中で事業を中止し9講座以上実施できなかった、子ども(事業内容ア)の講座が1/3以上に満たない場合等(補助要件に該当しなくなった)

→補助交付額は全額返還になります。